

令和4年度 第5回役員会議事要旨

日 時：令和4年8月9日（火）9時30分～10時10分

場 所：あべのメディックス3階 大会議室

出席者：西澤理事長、辰巳砂副理事長、酒井理事、東山理事、田中理事、
櫻木理事、高橋理事、辻理事（オンライン）、相良理事（オンライン）

陪席者：白井監事、西田監事（オンライン）、川上事務局次長、羽者家総務部長、
中井総務課長

【協議事項】

1 大阪公立大学医学部附属病院規程および大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程に対する医学研究科教授会からの意見について

担当理事より、大阪公立大学医学部附属病院規程および大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程に対する医学研究科教授会からの意見について説明があり、協議を行った。

■要望①「大阪公立大学医学部附属病院規程の附則3は、今回の事案に基づいていると思われる。日経の記事によると厚労省も想定していないと書かれている。削除すべき。」についての主な意見は以下の通り。

<主な意見等>

・理事長・学長によるコミュニケーションで問題を解決いただきたかったが、できず現在に至っているため、理事長が任命を拒否する場合には、「役員会で説明を求める」条件を加えたうえで、附則は残さざるをえないのではないかと。

・厚生労働省の「大学附属病院等のガバナンスに関する検討会とりまとめ(2016年12月)」の「管理者（病院長）の資質や選任方法等」という項目の中で、選考プロセスに関する要件が示されており、これらの要件を満たす選考手続を採ることで、選考プロセスの透明性を確保するとともに、適正な選考であったことが事後的にも検証可能なものとするのが期待されている。「任命権者が自らの責任において」と明記されていることから、任命権者は、選考結果はもとより選考プロセスにも責任を負うものとすべきという認識に立つものであり、形式だけでなく実質的な任命権の行使が要請されていると考えられる。

また、ガバナンス改革部会の提言では、「理事長は選考会議が推薦した者を任命しなかったが、これは理事長に認められた任命権に基づく権限の行使によるものである」とされており、任命拒否も任命権の範囲にあるという考え方を示したものであるため、「任命したとき」とあわせて「任命しないとき」も想定して、公明公正透明性を確保するために、理事長の説明責任を明示したものではないかと考えられる。

■要望②候補者選考規程の第5条で議長は外部委員から選ぶことになっているが、限定する必要はないのではないかと。内部委員も外部委員も同じ立場であるべき。」についての主な意見は以下の通り。

<主な意見等>

・ガバナンス改革部会の提言では、「選考会議議長は外部委員の中から互選する」と記載されている。これは「外部の視点を重視すべき」との考え方に基づくもので、今回の規程はこうした提言の趣旨を法人・大学として踏まえたものとする。

・そうした法人・大学としての考えのもと、学長候補者選考会議の議長も現状は外部委員が議長となっているものの規程化されていないので、今後、学長候補者選考会議規程にも外部委員から議長を選出する旨を記載することを検討する。

- 要望③「候補者選考規程第6条で、選考会議の成立要件が委員の過半数に変更されたのはなぜか。」についての主な意見は以下の通り。

<主な意見等>

- ・「公立大学法人大阪」の重要な意思決定を行う役員会、経営審議会や教育審議会など会議体の成立要件は「委員の過半数」となっている。また、大阪公立大学の最初の学長を任命する際の「公立大学法人大阪新大学学長予定者推薦会議」も、会議の成立要件は「委員の過半数」となっているため、このような会議と合わせ過半数が良いのではないか。
- ・外部委員4名のみでも会議成立要件を満たすことになることが懸念され、万一そのような想定外の事態が生じた場合は、役員会にて選考過程を確認するべきである。

- 要望④「候補者選考規程の第7条 候補者の資格(9)(10)(11)は、資格要件としては必要か。他の病院でもこのような要件は見たことがない。」についての主な意見は以下の通り。

<主な意見等>

- ・部会でもいろいろな意見があったところ。申し合わせにするなど、規程に記載するのではないやり方もあるのではないか。
- ・それぞれ学長・理事長については「天下りの」、「ポスト持ち回りの」な色彩が否めず、これは新大学が「公的機関」であることに照らせば、府民・市民からの新大学に対する不信感に繋がりがねず、また、年齢要件についても法人設立団体である大阪府市に準じて公的機関であるという位置付けにより、70歳という制限を明記したうえで、特段の理由がない限りこれに準じることが期待されている。このような議論の中で出た条件のため、部会の提言を尊重し、現段階の判断では規定することが重要ではないか。
- ・ガバナンス改革の中で、引き続き人事面での資質・能力の評価と年齢で線引きをすることのバランスについての議論が必要ではないか。

- 要望⑤「定年を残して病院長（理事）を退任するケースに、教授に戻れるように規定を整備してほしい。」については、担当理事より役員会終了後に本件について人事課から提案があるため、それを受けて回答する旨説明があった。また、主な意見は以下の通り。

<主な意見等>

- ・他大学では、病院長と理事と教授を兼務している例があるので、他の例を調査しながら課題を整理したうえで早期に制度設計していただきたい。

【審議事項】

1 令和4年度 附属病院長選考会議委員の役員会からの選出について

担当理事より、令和4年度 附属病院長選考会議委員の役員会からの選出について説明があり、審議の結果、東山理事を選出することで承認された。

<主な意見等>

- ・経営審議会「カバナンス改革部会」の「大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程の制定について(案)（2022年4月28日）「2 候補者の資格、選考会議の構成と選考会議議長等」の【論点3】の「②外部委員は、法人設立団体である府市関係の理事から1名」と部会の考え方に明記されており、この方針に沿って選出すべきであり、この間の経過に鑑み、東山理事をお願いするのが良いのではないか。

【報告事項】

特になし

【その他事項】

特になし

【備考】

オンライン会議システムを併用した役員会は、適時的確な意見表明が互いにできる状態であることを確認しており、終始異状なく議題の審議等を終了した。

以上